

長野県海外向けPR資材制作委託業務仕様書（案）

産業労働部 営業局

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が「長野県海外向けPR資材制作委託業務」（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務の仕様内容に関し、受託する事業者（以下「受託者」という。）との間に必要な事項を定めるものである。

1 業務名

長野県海外向けPR資材制作委託業務

2 業務の目的

長野県の普遍的な素晴らしさが国境を越え、世界の人々の心を動かし、その価値を強く印象づける海外向けロゴ・デザイン及びPR資材を制作し活用することで、県全体の価値とプレゼンスを高く引き上げ、輸出拡大をはじめとする経済効果と海外事業の拡大に繋げる。

3 委託契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）1月29日（金）まで

4 業務内容

（1）海外向けロゴ及び海外向けデザインの制作

ア 海外向けロゴデザインの制作

テーマ：「水清き国から世界へ～The Land of Pure Waters～」

内容：言葉や価値観の壁を越えて長野の良さが世界に伝わるような、一目で長野県と理解できる「インパクト」を重視した魅力的なデザイン・色とすること。

制作物：カラー版とモノクロ版（白抜きで使用できるパターンも含む）の4種類及び使用マニュアルの作成

イ 海外デザインの制作

内容：「水清き国から世界へ～The Land of Pure Waters～」をコンセプトに長野県の魅力を最大限に発信できる魅力的なデザイン・色とする。

制作物：カラー1種類及び使用マニュアルの作成

ウ 納品期限 9月上旬に実施するオーストラリア事業に間に合うように8月末の納品とする。

（2）長野県PR資材の提案・制作・納品

ア 制作方針：（2）イの利用想定場面で使用するPR資材を作成すること。海外向けロゴデザインを活用し、最大限に長野県の魅力が伝わるような内容とし、作成にあたっては、委託者と受託者が協議の上、デザインを決定すること。PR資材にかかる経費は、全て委託料の中から確実に支払うこととする。

イ 想定利用想定場面

- ① 海外で実施するトップセールス
- ② 海外の行政機関等との公式行事
- ③ 海外から来訪の要人との面会
- ④ 海外各種団体との交流行事

⑤ 国内外で実施するレセプション

⑥ 海外での展示商談会 他

ウ 納品期限 9月上旬にオーストラリア事業に間に合うように8月末の納品とする。

エ 制作資材

① 法被

仕様案：フルカラー、テトロントロマット

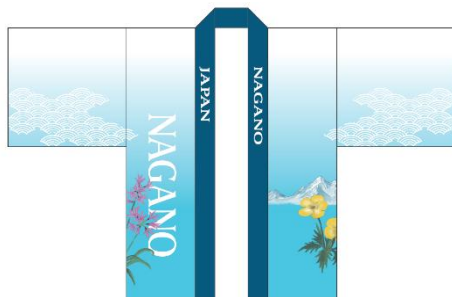
デザイン：昨年度作成した以下のデザインの法被との相性がよいデザインとする。

サイズ・枚数：Mサイズ 4着

Lサイズ 3着

2Lサイズ 3着

合計：10着



② エプロン

仕様案：フルカラー、胸当てX型

素材：ポリエステル100%

枚数：5枚

③ 広告幕

サイズ：横1,800mm×高さ900mm

素材：テトロンポンジ、破れにくい厚さ

枚数：2枚

④ 腰巻

サイズ：横3,000mm×高さ700mm

枚数：2枚

⑤ ロールアップバナー

サイズ：横600mm×高さ

仕様案：ターポリン、スタンド付き

数量：2基

⑥ エコバッグ

仕様案：環境に配慮したコットン素材のトートバッグタイプ

数量：250枚

オ その他

- ・ 作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属するものとする。
- ・ ①～⑥の制作物のデータ (ai、jpg、html) も制作資材と合わせて委託者に納品する。

5 スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、委託者と協議のうえ決定する。

日 程		項 目
令和8年 5月	上旬	・公募型プロポーザル公告
5月	下旬	・受託事業者の決定
6月	上旬	・受託事業者との契約
6月 以降	中旬	・ロゴデザイン及び海外デザインの企画・作成 ・PR資材の作成 ・成果品の納品 等
令和9年 1月	下旬	・実績報告書の提出

6 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。提案書においては、県担当者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。

7 成果品

受託者は本事業完了までに以下ア～クを委託者に提出するものとする。

ア 海外向けロゴ4種類及び海外向けデザインの素材データ (ai、jpg、html)、
使用マニュアルデータ (Power Point 及びPDF)

イ 法被 (サイズ: M4着、L3着、XL3着) 10着

ウ エプロン 5枚

エ 広告幕 2枚

オ 腰幕 2枚

カ ロールアップバナースタンド 2基

キ エコバック 250枚

ク イ～キの制作物データ (ai、jpg、html)

8 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 本事業成果物等にかかる所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等 (以下「権利留保物」という。) については、受託者に留保

するものとし、この場合、受託者は権利留保物について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

- (3) 受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに7の成果品と共に、業務完了報告書を紙媒体1部または、電子データ（PDF形式及びPowerPointやWord等の編集可能な形式）で委託者に提出すること。

10 個人情報取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

12 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。
- (4) 受託者は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。
- (5) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (6) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項について、委託者の指示に従わなければならない。
- (7) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (8) 本事業で生じた一切の訴訟については受託者の責任において対応するものとする。
- (9) 本事業の実施及び運営に係る一切の責任及びリスク管理は、受託者が負うものとし、事業実施に関わる保険契約の締結等は、受託者の責任のもと、適切に行うものとする。